

# はちしんカードローン

13

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	・はちしんカードローン（一般社団法人しんきん保証基金扱い）										
2	お使いみち	・ご自由です。 ただし、事業性資金は除きます。										
3	ご利用いただける方	・次の全てを満たされている方 ①満20歳以上65歳未満の方 ②安定継続した収入がある方 ③一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方										
4	ご融資金額	・10万円以上100万円以内（10万円単位）										
5	ご融資方法	・当座貸越となります。										
6	ご融資期間	・当初ご契約時における融資期間は3年間とします。 ・3年経過時点において、ご契約者から契約解除の申出がない限り当金庫所定の審査を行い更に融資期間を3年間更新し、以下3年毎に審査・更新を行います。										
7	ご融資利率	・別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。 ・優遇金利については窓口にお問合せください。										
8	ご返済方法	<p>・毎月10日に、所定の定額ご返済金額を返済口座から自動引落しでご返済していただきます。</p> <p>・毎月の定額ご返済金額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>ご融資限度額</th> <th>定額ご返済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>20万円・30万円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>40万円・50万円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>60万円～100万円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	ご融資限度額	定額ご返済金額	10万円	5,000円	20万円・30万円	10,000円	40万円・50万円	15,000円	60万円～100万円	20,000円
ご融資限度額	定額ご返済金額											
10万円	5,000円											
20万円・30万円	10,000円											
40万円・50万円	15,000円											
60万円～100万円	20,000円											
9	お利息のお支払い方法	・毎月10日に、その前日までにご利用いただいたご融資金額に対し所定の利率で算出したお利息を貸越元金に組入れます										
10	担保	・不要です。										
11	手数料	・不要です。 （再発行の場合は1,000円（税別）の再発行手数料が必要です）										
12	保証人	・一般社団法人しんきん保証基金の保証を付保いたしますので不要です。										
13	保証料	<p>・一般社団法人しんきん保証基金の定める保証料年1.50%をお支払いいただきます。</p> <p>・毎月10日に、前月までにご利用いただいた融資金額に対し年1.50%の割合で算出し、上記「9」のお利息とともに貸越残高に組入れます。</p>										
14	提出していただく書類	<p>・次の書類を提出していただきます。</p> <p>①所定の借入申込書 ②上記申込書に添付していただく主な書類 本人確認書類：運転免許証等</p>										
15	お取り扱い期間	・通年お取り扱いしています。										
16	苦情処理措置 紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17</p>										

		<p>時30分 電話：0120-939-853)にお申出ください。</p> <p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時~17時 電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
17	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫が発行したカード専用カードによりATMを利用してご利用(ご融資)いただけます。</li> <li>・当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。</li> <li>・詳細およびご不明な点は、窓口または営業担当者までご照会ください。</li> </ul>